

令和2年6月定例会会議録

令和2年豊郷町議会6月定例会は、令和2年6月19日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	北 川 和 利
8 番	西 澤 博 一
9 番	鈴 木 勉 市
10 番	西 澤 清 正
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	北 川 貢 次
企 画 振 興 課 長	清 水 純 一 郎
税 務 課 長	中 山 圭 史
保 健 福 祉 課 長	森 ち あ き
医 療 保 険 課 長	西 山 喜 代 史
住 民 生 活 課 長	長 谷 川 勝 就
会 計 管 理 者	小 西 直 美
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	山 田 篤 史

上 下 水 道 課 長	森 本 智 宏
教 育 次 長	馬 場 貞 子
社 会 教 育 課 長	岡 村 浩 孝

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	神 辺 功
書 記	久保川 真由美

5、提案された議案は次のとおり

- | | |
|-------|---|
| 議第42号 | 豊郷町税条例の一部を改正する条例案
《総務産業建設常任委員会委員長報告》 |
| 議第43号 | 豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
《総務産業建設常任委員会委員長報告》 |
| 議第44号 | 豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
《文教民生常任委員会委員長報告》 |
| 議第45号 | 豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案
《文教民生常任委員会委員長報告》 |
| 議第48号 | 令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）
《予算決算常任委員会委員長報告》 |
| 議第49号 | 令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
《文教民生常任委員会委員長報告》 |
| 議第54号 | 豊郷町農業委員の任命につき同意を求めることについて
（上田辰夫） |
| 議第55号 | 豊郷町農業委員の任命につき同意を求めることについて
（古川傳次郎） |
| 議第56号 | 豊郷町農業委員の任命につき同意を求めることについて
（田中正剛） |
| 議第57号 | 豊郷町農業委員の任命につき同意を求めることについて
（藤野総五郎） |
| 議第58号 | 豊郷町農業委員の任命につき同意を求めることについて
（大橋健治） |
| 議第59号 | 豊郷町農業委員の任命につき同意を求めることについて
（森久仁彦） |
| 議第60号 | 豊郷町農業委員の任命につき同意を求めることについて |

- (西山武)
- 議第61号 豊郷町農業委員の任命につき同意を求めることについて
(北川泰史)
- 議第62号 豊郷町農業委員の任命につき同意を求めることについて
(長谷川光政)
- 議第63号 豊郷町農業委員の任命につき同意を求めることについて
(北田一也)
- 議第64号 豊郷町農業委員の任命につき同意を求めることについて
(田中良典)
- 議第65号 豊郷町農業委員の任命につき同意を求めることについて
(林政博)
- 議第66号 豊郷町農業委員の任命につき同意を求めることについて
(北村繁太郎)
- 議第67号 豊郷町農業委員の任命につき同意を求めることについて
(田中耕一)

委員会の閉会中の継続調査申し出について

(議会運営委員会) (総務産業建設常任委員会)
(文教民生常任委員会) (予算決算常任委員会)
(議会広報常任委員会)

河合議長 皆さん、おはようございます。少し早いですが、始めさせていただきます。これより6月定例会を再開いたします。

(午前8時57分)

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、西澤博一議員、9番、鈴木勉市議員を指名いたします。

日程第2、議第42号豊郷町税条例の一部を改正する条例案から、日程第3、議第43号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

村岸総務産業建設常任委員会委員長。

村岸総務産業

建設常任委員長 はい。

河合議長 村岸委員長。

村岸総務産業

建設常任委員長 皆さん、おはようございます。それでは総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る6月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第42号豊郷町税条例の一部を改正する条例案、議第43号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、去る6月11日、議員6名出席の下、町長担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第42号の審議では、新型コロナウイルス感染拡大の影響による減免等の相談件数と環境性能割の非課税の対象について質疑されました。質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

議第43号の審議では、質疑、討論共に申出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上で、総務産業建設常任委員会報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、総務産業建設常任委員会の委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第42号の討論に入ります。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
次に、議第42号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。
議第42号豊郷町税条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第42号は委員長の報告のとおり可決されました。
これより議第43号の討論に入ります。討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
次に、議第43号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。
議第43号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第43号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第4、議第44号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案から、日程第5、議第45号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。
これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。
北川文教民生常任委員会委員長。

北川文教民生
常任委員長 議長。
河合議長 北川委員長。
北川文教民生
常任委員長 それでは、文教民生常任委員会報告をいたします。
去る6月5日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました議第44号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案、議第45号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案について、去る6月8日、委員6名出席の下、町

長、担当課長、及び課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第44号の審議では、傷病手当の対象確認や診断書の有無、申請方法等について質疑がありました。質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

続いて、議第45号の審議では、減免の対象者数の捉え方や減収による問合せの状況、申請の方法について、また今後の周知方法と総合窓口設置の考えはどうかなどについて質疑がありました。質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより文教民生常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これを持って質疑を終結いたします。

これより議第44号の討論に入ります。討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第44号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第44号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第45号の討論に入ります。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第45号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第45号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議第48号令和2年度豊郷町一般会計補正予算案（第3号）を議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤博一予算

決算常任委員長

議長。

河合議長

西澤予算決算常任委員会委員長。

西澤博一予算

決算常任委員長

それでは、議第48号予算決算常任委員会報告をいたします。

去る6月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第48号令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）について、去る6月10日、委員11名出席の下、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

審議では、全体の課を通して、歳出で、需用費、役務費、委託費、負担金、補助金及び交付金の内容について質疑されました。

総務課において、歳出でマスクのお礼について、議会費の人件費の増額理由について質疑されました。企画振興課では、歳出で、地域づくり推進事業費、新型コロナウイルスの字行事の影響による補助金の支給等について質疑がありました。医療保険課では、特別会計の基金の増額理由について質疑されました。産業振興課では、歳入で、農業用ハウス強靱化緊急対策事業内容について、歳出では、新型コロナウイルス感染拡大防止の町内事業主への影響、中小企業等感染症対策臨時支援金の内容、申請方法等について質疑されました。地域整備課では、歳出で、町道整備の経緯と概要について質疑がありました。人権政策課では、歳入で、敷地使用料の取扱い、公有財産の管理について、歳出では、用務員の報酬について質疑されました。学校教育課、総務課では、歳出で、GIGAスクール構想の開始に伴う影響、今後の展望について、課題活動の持ち方について質疑されました。質疑終了後、反対討論の申出があり、採決の結果、賛成少数で否決することと決しました。

以上、予算決算常任委員会の報告といたします。

以上です。

河合議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

これより予算決算常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

議 員

なし。

河合議長

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

議第48号については、鈴木勉市君ほかから修正の動議が提出されています。したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 おはようございます。マスクを取らせていただきます。お許してください。

では、議第48号令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）に対する修正案の提案説明をさせていただきます。

まず、提案理由について述べたいと思います。新型コロナの影響は、生活、暮らし、営業、経済など、私たち生活の全ての面に及んでいます。国会では12日に第2次補正予算が成立いたしました。国を待つのではなく、このようなときにこそ町民の生活を守る最後のとりでとしての地方自治体の出番であり、迅速にいち早く新型コロナ対策を進めるべきだと思いますが、町から提案をされました今回の補正予算には、追加のコロナ対策が残念ながら含まれていませんでした。そこで、ともすれば国や県の対策から目こぼれをする社会的弱者、場所に視点を当てた修正案を提案したいと思います。

まず、歳入の部ですが、財政調整基金から1,700万円を繰り入れ、補正後の歳入合計を1億1,950万8,000円といたします。なお、この財政調整基金から繰り入れた額につきましては、国から第2次の地方創生臨時金の交付か、あり次第、財源替えを一時充当したいと思います。

歳出の明細ですが、社会福祉費が800万円、保健衛生費が100万円、教育総務費が650万円、中学校費が100万円、保健体育費が5,000万円のそれぞれ増額補正であります。

続きまして、歳出の具体的な説明をさせていただきます。

まず、款3民生費、項1社会福祉費、目12障害福祉費であります。障害をお持ちの方は、日常生活においても健常者と違い様々なご苦勞をされていますが、この新型コロナの影響で障害者施設から出席を控えてほしいとのお話があり、家で過ごす方も生まれており、その生活がさらに厳しくなるだろうとの影響が出ています。そこで、重度障害者支援給付として、障害者手帳3級以上をお持ちの方、ならびに療育精神手帳をお持ちの方を対象に1人2万円で350人分、700万円の支援を行いたいと思います。

また、コロナによる経済不況は僅かな工賃で働く作業所の利用者にも容赦なく影響を与えています。これまで下請していた車のシートベルトがなくなり、この時期には、お中元の箱折りなどの仕事がありましたが、今年は全くなくなっています。

そこで作業所を利用する人たちの生活を守るために、工賃の支払いをされている就労継続B型の作業所活動支援給付金として100万の支援をいたします。

続いて、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生費であります。コロナの影響で、今、妊婦の方は病院に行くにも神経を使い、入院となると、家族との面会もままならず、出産時には家族も立ち会えない、出産してからも四、五日は立ち会えないなどの状況に置かれています。このような妊婦の方たちを支援するために、妊娠中感染予防対策支援金として、今年度町内で出産された方を対象に1人2万円、50人分で100万の支援を行います。

続いて、款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費であります。大学生の困窮ぶりは様々なメディアでも報道されているとおりでありますが、親の経済的困窮で退学を考えているという学生が20%を超えるという衝撃的な実情も報告をされています。一方で、国の対策では全ての大学生の10%強にしか対象にはなりません。そこで、大学生の学びを保障する1つとして、大学生等就学継続給付金として、1人当たり5万円、130人分で650万円の給付をしたいと思えます。

続きまして、款10教育費、項3中学校費、目2教育振興費であります。ここでは、中学校に対して100万円の支援をしたいと思えます。と申しますのは、中学校では、毎年、後援会から50万円程度の援助を受け、部活のユニフォーム代や遠征のバス代などに充てていきましたが、今年はコロナの影響にあり、ここにあります。後援会としては会費の徴収は行いませんとの通知が各字の区長や関係役員に通知がされています。毎年あった援助がなくなり、非常に困っておられる実情があります。また、中体連も中止になっていますが、昨今のコロナのめぐる状況から、せめて3年生のために何かということで、各部活、各クラブごとに小規模の大会を開いてあげようという動きがありますが、これらの活動の一助ということを含めて、中学校に100万円の援助をしたい、支援をしたいと思えます。

続きまして、款10教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費であります。中体連や高体連、インターハイの中止、春夏の甲子園の中止など、スポーツの世界にもコロナはその影を落とされていますが、少年少女スポーツにも大きな影を落とされています。私に関わっている野球でいえば、多賀のスポーツ少年団が優勝して新聞にも大きく取り上げられ、8月に神宮球場で行われてきた全国大会等々が中止になっています。そこで、小学校の低学年からそれぞれのスポーツで頑張ってきた子どもたちを励ますために、少年少女スポーツ活動支援助成金として50万円の支援をいたします。

以上が提案理由と具体的な提案説明であります。今後、コロナの影響がどうなっていくのか予測が付きませんが、町民の皆さんを少しでも元気づけることができればと修正案の提案をさせていただきました。ぜひ、同僚議員の賛同をお願いし、長くなりましたが、説明に代えさせていただきます。

河合議長 これより修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

日比野議員 議長。

河合議長 1番、日比野議員。

日比野議員 先ほどの修正案ですけれども、これは3月の議会で、今回、提示の項目というのは修正を出された方は賛成したと同時に、今回の補正予算でコロナ対応をある程度見込んでいろいろと修正案を出されて、それに対して否決して、なおかつ、コロナが大変だからということでこういう形で修正されたということですが、それはやっぱり、町の行政が出したコロナ対応での補正予算、これについて問題があるのか、不十分だったのか、そこら辺をちょっと伺いたいということと、先ほど、個々に説明がございましたけれども、3番目の教育振興費の中で、大学生等就学継続給付金の給付、650万円ございますけれども、これ、国の方でも1人10万円ですか、そういう給付の方があるんですけども、ここら辺との関係はどうなっているのか、そこをお伺いしたいと思います。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 まず町のコロナ対策について否定したりすることは一切いたしておりません。むしろこれからも積極的に提案をされるだろうと思っております。そのことをまず申し上げておきます。ただ、迅速にいち早く、少し細かいところに目配りをした対策をしてはどうかということで提案をさせていただきました。まず基本的にはそういうことです。

大学生の給付金ですが、非常に政府の第一は手厚いように見えるんですが、実はからくりがあります。今、先ほど申し上げましたように、全ての大学生の10%強にしか行き届きません。上と下がありまして、1つは、奨学金の給付金を受けている大学生、この大学生というのはエリート大学生です。成績要件がなければこれはつきません。その影響で外国からの留学生には成績要件がつけられて、その大学の10%以内に入っていないと留学生は対象にしないと。これで今混迷をいたして、留学生から大きな声が上がっています。これが上です。下は、下といいますか、住民税の非課税世帯が対象です。現実的に住民税の非課税世帯での大学生というのは非常に少ないです。

これらをざっと見ますと、先ほど提案説明でもさせていただきましたように、

全ての大学生の10%強にしか政府の対策では対象にならないということで提案をさせていただきました。

以上です。

河合議長 日比野議員、再質問ありますか。

日比野議員 議長。

河合議長 日比野議員。

日比野議員 先ほど、鈴木議員の方から説明がございましたけども、遅いとか迅速でないとか、そういうような意見でしたけども、やはり、町は町で専門家が行政に対していろいろと政策を組んでおります。その政策に対して、けちということではないんですけども、いろいろな関係がございますよね。横の関係、上の関係、下の関係、それから今までの兼ね合い、それから今後の方向性、そういうようなもろもろの絡みを持ってこの補正案が出てきたと思うんですけども、それに対して遅い、基本的には遅いとか、いろいろと100人おれば100人全員に行き渡るようにするという、趣旨は分かるんですけども、行政の政策に対してそこまで突っ込んで話をしているものかどうなのか。これ、裏を返せば、例えば、来年の令和3年度の一般会計予算、これに対しても、町の政策を100%出てきたやつに対して、これはあかんということで、今後、これまた、鈴木議員の関係の方があかんということで、裏返されるということになれば、どちらが行政で政策をするか、やっぱり議員というのは、町の出した政策、これに対してええか悪いかの判断が精いっぱいです、我々。やっぱり、議員というのはその政策に対してええか悪いか、金額が足るのか足りないのか、それが精いっぱい、新しく案を出して、そしてまた、そこからこうしたらどうやとか、具体的な施策を言うというのは、これは議員として時間も動力も、恐らく私はないと思います。

今後、こういうような方針で行くのであれば、相当、議員としての動力とか時間もかかります。私に言わせれば、それだけ報酬をもらっておりません。この考え方、鈴木議員が悪いとは言いませんよ。悪いとは言いませんけども、今後の持っていていき方としてどうかというのを、議員諸君に対して、今度、採決があると思いますけども、そこら辺を望みます。

以上です。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 基本的なことだけ、2点、お答えをしておきたいと思います。議案の修正権は議員に認められた権利であります。それに基づいて提案をさせていただきます。

以上です。

それから、専門家、行政家のご意見とありますが、例えば、新型コロナについても、ソーシャルディスタンスを取った方がいいという専門家もおられますし、いや、それは取らなくてもいいんだという専門家もおられます。どの立場に立っておられるかということで、専門家の意見も分かれるというのは、これはどんな問題でもそうだと思います。

ただ今回は、申し上げますが、国や県の対策でこういうところには目が届かない、光が当たらないんじゃないかという部分にだけの修正案を提案させていただきました。

最後に、町の予算編成権等々について、一切、私は言及をしておりませんのでよろしく願いいたします。

河合議長 日比野議員、再々質疑はありますか。

日比野議員 ありません。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

北川議員 議長。

河合議長 北川議員。どうぞ。

北川議員 議第48号修正案に対しての質疑でございます。ちょっとお聞きしたいんですけども、僕はこの行政が出してきた案に対しては賛成であります。コロナに対しても、かなり尽力、努力されているとっております。もう1つ、鈴木議員にちょっとお尋ねしたいのは、備品代100万円、中学校のこの100万円というのは、僕も学校側に確認しました。確認したところ、今回は各スポーツならびにクラブ等々が中止になったと、コロナの件で。中止になったさかいに必要がないと。必要がないさかいに、学校の方から各団体に今回は結構ですよと。要するに、助成は結構ですよという回答を出しましたというのを聞いております。学校側から、今回、今年度は控えさせていただきますという回答が返ってきました。それについて回答を願います。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 今、ご質問ありました件については、私もそれなりに学校の方から経過をお聞きいたしておりますが、先ほどご説明をさせていただきましたように、それだけではなしに、例えば、吹奏楽部の皆さんですと、今年は関西大会への出場権を持っておられて、全国大会への権利を持っておられたんですが、それがこの10月に行われる秋の大会が中止になったとか、ほかのともスポーツもありますが、1つはそれらの部活を再開して、3年生のためにそういうことをしてあげよ

うという計画が上がっているということと、当初はそういうことでありましたが、先ほど言いました、コロナの状況が変わってきて、今の状況の中で対応に困っておられるというお話でしたので提案をさせていただきました。

河合議長 北川議員、再質疑ありますか。

北川議員 はい。

河合議長 北川議員。

北川議員 鈴木議員、今の答弁もやし、先ほどの最初の説明のときもあったように、いかにも学校側の方から各種団体、同窓会費とか、そういうところから断りを行ったというふうに、僕はそういうふうに説明があったと思っています。最初の説明ね。各区長さんに、各字、そういうことで文書で出したというのを、先ほど説明の中でおっしゃっていましたわね。

学校側に僕は問合せをしたときに、要するに、学校はあくまでも中止になったさかい、今回は必要ありませんので、必要でないさかいに学校側の方から遠慮したという回答をもらいました。

鈴木議員がおっしゃっている説明と僕が聞いている説明が全然逆です。だから、やはりしっかりととらまえてしてもらいたいと思うし、吹奏楽部にしても決して団体は駄目だと言っとるんじゃないありません。まだ役員会もしてません。今のコロナの問題がありましたので、学校の方の役員会もしておりません。役員会、同窓会費の、同窓会とかいろんな役員会も何もしてません。この役員会で決定というのはまだ決まってもおりません。

ただ学校側の方から、あくまでも学校側の方から辞退したいと、今回は辞退したいという回答が返ってきましたので、再度お尋ねしますけども、その点について。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 先ほどお答えをしたつもりですが、北川議員がおっしゃっておられる経過については、私も存じておりますというふうに先ほど申し上げたつもりですが、なおかつ、そのときと状況が変わって、今現在、こういう状況であるということで提案をさせていただいたと、認識に相違はないと思います。

以上です。

河合議長 北川議員、再々質疑はありますか。

北川議員 ありません。

河合議長 ほかに質疑は何か。

今村議員 はい。

河合議長 質疑するんですか。

今村議員 はい。いけませんか。

河合議長 どうぞ。今村議員。

今村議員 それでは修正案の中で質問いたします。障害福祉費の中で、就労型作業所支援金というのが今回100万上がっているんですが、私は、国の緊急事態宣言を発令して外出自粛と、それから休業要請をされましたが、それに対する補償としては、一般企業、こういったところには、休業補填という形で雇用調整交付金、こういったことを申請の仕組みもつくりましたが、残念ながら障害者の就労を担うこういう社会福祉法人の就労型のこういう作業所というのは、県内にもいっぱいあります。全国にも多くありますが、そこに対する手当が国の制度ではありません。こういったことを豊郷でいち早く、こういったことも必要なんだということを町が取り組んでいけば、それは県なりに波及し、全国にも波及していきます。僅かな工賃ですけれども、その作業所に通うことで家族はの間安心して仕事にも行けるんです。ところが、今、そういったことは……。

河合議長 今村さん、質疑の範囲を超えていますよ。質疑でしょう。

今村議員 そういう観点を持っておられるのかどうか、今、本当に雇用が厳しい状況になっていますので、こういった対策で障害者雇用にもそういう必要性があるのではないかという観点について答弁をお願いいたします。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 これの対策だけで十分になるとは思いませんので、さらに今後また、国や県や町の方の対策で安心した生活が送れるように充実したものに充実をさせていただければと思います。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

伊藤町長 議長。独り言をしゃべらせてもらってよろしいですか。

河合議長 はい、どうぞ。町長。

伊藤町長 それでは、議長の許可をいただきましたので、独り言をしゃべります。この修正増額につきましてはいろいろ説がございます。それは出したらあかんとか、そういうものでもありませんけれども、やはり、増額修正する場合には、町と綿密な調整を行うのが最善であろうというのがありますが、今回一切ありませんので、それだけ申し添えておきます。

それと、議員が最初に発言された財源ですけれども、まだ交付額、交付内容、事業内容等、一切来ておりませんので、これが財調崩してやるのが是か非か、そして財調から出したもんをそれを交付額が戻せるか戻せないか、いろんな問題があるということもつけ加えておきます。

以上です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。よく聞いてください。まず原案に対する賛成討論を許します。次に、原案及び修正案に対する反対討論を許します。

今村議員 議長。

河合議長 今村議員。原案の反対ですね。

今村議員 そうです。

河合議長 はい、どうぞ。

今村議員 議第48号令和2年度豊郷町一般会計補正予算(第3号)に対する反対討論を行います。新型コロナウイルス感染防止対策事業は、この時期、第2波に向け、迅速な対策が必要です。町民の暮らし、経営、雇用、命を守ることは政治の責任です。そのために国も地方自治体も早急な財政支援が不可欠です。

今回の町提出の一般会計補正予算のうち、町の新型コロナウイルス対策事業費の主な施策は、商工振興費の中小企業等感染症対策臨時支援金、これは1事業所10万円の2,500万円です。そのほかに教育費の中で小中学校における校内通信ネットワーク整備事業に伴うタブレット等の費用や、感染防止備品購入消耗品などに約4,500万円です。

この間、定例議会前の臨時議会では持続化給付金県支援金の町上乗せ分で、法人、個人共に10万円。遠隔地学生支援金1人1万円の125万円、マスク各世帯に1箱配布に750万円。定額給付金の上乗せ分1万円も予算化をされました。また、今回は、企業会計の中の上水道の基本料金を4か月無料も予算化されています。

しかし、町民は国の緊急事態宣言発令で外出自粛、休業要請で非常に疲労しています。疲弊をしています。国会は閉会しましたが、本来は新型コロナウイルス対策事業の本格的実施に向けて迅速な対応を協議するのが国会の責務です。

また、豊郷町議会においても、6月定例議会は憲法に明記された国民の権利である生活保障、教育権の保障、社会保障の充実を豊郷町にスピーディーな実施を求める責務がございます。

また、今回の補正予算には三ツ池区内里道の拡幅工事予算が約581万円計上されています。ふだんはほとんど利用されていない状況の里道を町道にする事業で、現状において不要不急事業も町単独事業として予算化がされています。

豊郷町は財政調整基金が多く、町の裁量でできる施策が多い自治体です。今、本当に町が一番取り組む最重要重点課題はコロナ第2波から町民の命と暮らしをどのように守っていくのか、リーマンショック以上の戦後最大の危機です。その観点から町提案の補正予算では、町民各層のニーズに応えられているとは言えないと判断し、今回、修正予算の賛成といたします。その結果、町予算に対しては反対といたします。

河合議長 修正ちょう、原案やろう。反対ちょうの。

今村議員 だから、原案、結果、言うたやん。原案に反対といたします。

河合議長 ほかにありませんか。

日比野議員 議長。

河合議長 日比野議員。

日比野議員 議第48号修正案に対して反対討論を述べます。今回の修正案、私自身、これで十分で、とりあえず第1波に対しては十分であると思います。また、2波、3波が出てくれば、それなりにやはり町としては対応を考えると、期待しております。

それと、町民からすればもらえるのに越したことはないと思いますけども、行政の、先ほど言いました政策です。上とか下、右左、需要供給、公平公正、いろいろと背景があります。やはり、議員として個々の政策まで口を出す、提案するというのはいかがかなと思いますし、いろいろの背景が分からないと思います。

先ほど、町長が言われたように、やっぱり背景、要は絡みがあります。そういう意味であくまでも政策に対してよしあしの判断をするのが議員でありまして、政策そのものまで口を出したりとか、また提案するというのは無理がございます。はっきり言ったら、裏を返せば、行政に対する不信任です。

それに議員として、そこの内容まで口を出すための時間とか動力はないと思います。そういう意味で、皆さんの良識ある判断のもと、この修正案に対して真に反対をします。

河合議長 ほかに反対討論ありませんか。

次に、原案に対する賛成討論に行きます。

議員 なし。

河合議長 次に修正案に対する賛成討論に行きます。

中島議員 議長。

河合議長 中島議員。

中島議員 それでは議第48号令和2年度豊郷町一般会計補正予算(第3号)の修正案について賛成討論を行います。

討論の前に新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方に哀悼の意を表します。また、日々、ご対応にご尽力いただいている職員の方々、医療従事者をはじめとする皆様に心より敬意を表します。そして、様々なご協力をいただいている町民の皆様、事業者の皆様にも心より感謝を申し上げます。

今回の補正予算は大変重要なものと考えております。新型コロナウイルス感染症の影響の長期化には懸念を感じるところです。今後、さらなる支援のために予算が必要であり、また、国や県の制度を使えない人たちのことを考えて手を打つべきと考えております。よって、議第48号令和2年度豊郷町一般会計補正予算(第3号)の修正案について賛成し、討論を終わります。議員諸氏のご賛同をよろしくお願いいたします。

河合議長 ほかに討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議第48号を採決いたします。

まず、鈴木勉市議員ほかから提出された修正案について、起立によって採決いたします。

本修正案に賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、修正案は可決されました。修正案が可決されましたので、次にただいま修正議決した部分を除く原案について起立により採決いたします。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

すみません、もう一度立ってください。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、修正議決した部分を除く部分は可決されました。

日程第7、議第49号令和2年度豊能町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

北川文教民生常任委員会委員長。

北川文教民生

常任委員長 議長。

河合議長 北川委員長。

北川文教民生

常任委員長 それでは、文教民生常任委員会報告をいたします。

去る6月5日、本会議におきまして、当委員会に付託されました議第49号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、去る6月8日、委員会の委員6名出席のもと、町長、担当課長及び課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

審議では、歳出において、総務費の部分で時間外手当の減額理由となる背景等について質疑がされました。質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより文教民生常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第49号の討論に入ります。討論ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議第49号豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。よって、議第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

（午前 9時50分 休憩）

（午前10時00分 再開）

河合議長 再開いたします。

日程第8、議第54号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから、日程第21、議第67号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意

を求めることについてまでを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を終わります。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、議第54号から議第67号の豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、説明させていただきます。

豊郷町農業委員会委員が令和2年7月19日をもって任期満了となります。定数に当たる14名を選定しましたので、豊郷町農業委員会委員として任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、氏名につきましては、敬称を略させていただきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議第54号上田辰夫、議第55号古川傳次郎、議第56号田中正剛、議第57号藤野総五郎、議第58号大橋健治、議第59号森久仁彦、議第60号西山武、議第61号北川泰史、議第62号長谷川光政、議第63号北田一也、議第64号田中良典、議第65号林政博、議第66号北村繁太郎、議第67号田中耕一、以上14件でございます。

なお、経歴につきましては別紙のとおりでございます。任期につきましては令和2年7月20日から3年間でございます。どうかご同意のほどよろしくお願ひ申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第54号から議第67号までの豊郷町農業委員会委員の同意を求めることについて質疑をさせていただきます。

去る6月5日に提案された関連議案の第39号についても質疑をさせていただきましたが、その後、町のホームページを開きましたところ、このような農業委員推薦募集受付表がアップされていました。これを見ますと、推薦者15名の方のお名前が既に公表をされています。

そこで3点について質疑をさせていただきます。第1点は、この一覧表を見ますと、今日提案されているお名前だけではなくに、推薦団体やその推薦理由、推薦されている方の農業経営の状況などが詳しく掲載をされておりまして、その人が農業委員にふさわしいかどうか判断するには非常にはいい資料だと私は思うのですが、今般、同意を求めておられます14人の方について、個々こういう

説明をされては、ここには農業の経営状況とか推薦理由とか推薦団体もありますから、これの方がより詳しく人となりを判断できるので、そうしてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

2つ目は、定員を超えた場合に、その選考基準についてどうなのかということに質疑をさせていただきましたが、その後、滋賀県の農政課に問い合わせましたところ、定数が定員を超えた場合には、3つの枠から判断をしていただくという指導をしているということでした。1つは、認定農家は必ず選ぶことと、今回、認定農家14名のうち7名おられます。それから、公正中立、公正な人を1人以上選ぶこと。この推薦募集受付表を拝見しますと、この方がこの中立公正な人に当たるんだろうと推測される方がおられます。8名です。

あと6名ですが、3つ目は、女性青年も積極的に選ぶことと、この3つの枠で判断をしていただきたいと。ただ、どうしてもその3つの枠で選べないときがありますから、その場合は町長が判断されることがある。事務手続としてはそうだと思います。とのことでしたが、今回のその基準からいけば定数を超えているわけですが、14名の方について、その基本的な3つの枠でどの枠で成立されたのか説明を求めたいと思いますが、そういうことが可能なかどうか、回答をお願いいたします。

最後に、この14人の受付、ここに15人の方のお名前が公表されています。ですから、プライバシーの侵害にはなりません。お名前を申し上げて、この15人中にあるお名前と提案されている14人の名簿を照合してみますと、今回選出されなかった方は、吉田農事実行組合推薦の宮川博史さんということになります。間違いがないのかどうか確認をお願いしたいと思います。

以上です。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の質疑にお答えいたします。

まず1点目の推薦理由の公表した資料によって、資料を通して提出したらどうかということやったんですけども、こちらについては、今回、公平性、公正性を保つためということでホームページの方に公表するということになっておりますので、ホームページで公表させていただきます。

この資料をこの議会に提出とするという、もう既に公表されているものですので、経歴等の資料として作らせていただいたところでございます。

また、選考基準について、認定農業者、また中立委員、また女性等を今回入れるということやったんですけども、こちらに関しては応募があった方に対して、

選定、選考をさせていただいておりますので、この中で認定農業者、また中立委員さんがあって、今回、女性、また青年等からの募集はありませんでしたので、またその方につきましては、今回含まれておりません。

また女性等につきましては、努力目標ということで必須項目ではありませんので、そちらに関してはクリアしていると思っております。

ただ15名の募集があって、落選したのは宮川博史さんかという確認やったと思うんですけども、宮川博史さんで間違いありません。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再質疑ありますか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 第1点で私が申し上げたのは、今の課長の答弁だと、もうホームページに載ってるからホームページを見なさいというふう聞こえるんですが、以降、あそこ書かれてる農業委員さんですから、農家の経営状況はどういうところで活動しとるとか、より分かる方が判断しやすいですよ。だから、そういうふうにしてはどうかと。今回はそれが間に合いませんでしたので、そういう説明をされてはどうですかということをお聞きしたんです。されるおつもりはありませんかとお聞きしたんです。

もう一度言います。課長の答弁は、もうホームページですから、公明正大に透明性を保つために公表してあると。だから、今回はつけませんでしたと。それを見なかったら分からないでしょう。ということは、課長の答弁はそれを見なさいと、議員に、もうしてあるから。見いひんおまえらが悪いんやと、極端なことを言い方やったら。

そうではなしに、今後、同意を求められるのであれば、そういうこともきちっと説明を加えた方がより議会としての判断がしやすいのではないかと思います。どうでしょうかとお聞きしたんです。1点目は。

2点目は、そのとおりなんです。農業分野における青年をどう捉えるかと、青年がおられなかったということですが、今回の14人の方の農業委員の平均年齢が67歳。15人の方で50歳の方がお二人おられます。まだ50歳というのは、私の感覚でいえば、農業分野では青年かなと思うんですが、残念ながら、今回選出されなかった宮川さんは50歳なんです。私の感覚でいえば、農業でいえば若い方じゃないかなと思うのでお聞きをしたのですが、農業分野における青年とはどういう位置づけをされているのか、その点だけ、説明をお願いします。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再質疑にお答えさせていただきます。先ほども、この公表資料を基に資料として提出された方が判断しやすいんじゃないかということで、またそちらにつきましても、また全協とかこういうときに、今回ちょっと出させてもらわなかったんですけども、こういうことで結果がありましたということ、また次回になるかも分かりませんが、そのときは資料として提出の方はさせていただきますと思います。

また、農業経験者の青年の方が、今回、50歳やのにということだったんですけども、今回、15名定数を超えたので、評価委員会という場で選定の方をさせていただいた中でも、青年の枠というか、青年の方についても評価として点数がある中で、この青年候補者は満50歳未満という位置づけです。この中で加点もある中で、今回、この14名、点数の高い人を選定させていただいたんですけども、この高得点の方に含まれていなかったということですので、これも加味して判断させていただいているところです。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再々質疑ありますか。

鈴木議員 ありません。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

高橋議員 議長。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 私は予算決算委員会の場所でも、どういう方が名簿として上がってるのかというのを聞きしたときも、まだ公表できないということでした。

まず1点、お聞きします。このホームページに掲載をされたのはいつだったのか教えてください。それから、農業委員名簿というの、私は3年前の町の広報から、現在、こういう方がメンバーであるということを知って、何人ぐらいが残るのかとか、また、たびたび出ますけれども、評価委員会を選定したんだという説明でしたので、そのメンバーを教えてほしいとか言ったときに、これが聞きたい2点目ですけれども、評価委員会の方は、豊郷町農業組合会長の上田敏夫さん、副会長の森本知さん。そして、JA東部営農センター長、佐々木康弘さんと呼ぶんでしょうか、センター長です。そして、事務局の山田さん、4名で検討なさったそうなんですけれども、それではその評価したときの、点数でいくのか、分かりませんが、上位と、残念ながらその評価に入らなかった方の差とかはどうやって町民は知ることになるんでしょうか。

例えば、議事録とかがあるんでしたら、それを公表してほしいなと思うんですけども、以上、2点についてお伺いします。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 高橋議員の質疑にお答えいたします。先ほど、ホームページにいつ公表されたのかということだったんですけども、募集期間が1月29日から1か月で、2月25日の間でした。この後、速やかにということでしたので、ちょっと日にちまでは覚えていないですけども、その1週間以内に公表の方をさせていただいていると認識しております。

また、評価委員会の公表的なことを先ほどお聞きされていたかと思うんですけども、こちらのQ&Aがございまして、そちらの方で評価委員会に関する公開についての質問、Q&Aで質問があるんですけども、こちらの公開については、選考委員会や評価委員会の位置づけによりまして、解釈しますと、この募集要項の中で、評価、超えた場合については、候補者の評価委員会に諮り、資格要件の確認及び定数超過の場合は、個々の評価を行い、各委員の候補者の決定を行って、その後、農業委員については、6月定例会に議会の同意を得て、7月20日付で町長が任命しますと書かれておりまして、公表についての記載の方は特にありませんので、公表の必要はないかと思っております。

以上です。

河合議長 高橋議員、再々質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、1月29日から2月25日に受付をしていたと、その1週間以内ぐらいに公表したということなんですけれども、それならば、予算決算委員会で、どういう方が、今度、なりそうかという名簿を欲しいとかいう質問もしたと思うんですけども、これ、本当、気づかなかった議員が悪かったというそういうことになりませんか。ちゃんと資料を作ってるんだったら議会に早くから提示するのが当たり前ではないかなと思いますけど、いかがでしょう。

そして、農業委員会の評価委員会のことですけれども、それではいつ何回ぐらい会議を行って、そして、この14名を選定するに至った経緯というのは、町民は資料がないと思うんですけども、今の答弁ですとね、公開の義務がないようなことをおっしゃいましたけれども、でも、農業委員というのは、そもそもこの2期前ぐらいは選挙がありましたよね。それがなくなって、この評価委員会で決定されて提案するという形に変わったみたいなんですけれども、全字に目配

りができるような体制になっているかとか、そういうことも含めた委員選定をしなければいけないと思うんです。

そういうのがこの評価委員会の中には議論としてあったのかなかったのか、また、今後もどうやってこういう経過になったというのを町民に聞かれたときに、議員としてね、説明もできませんよね。ということは、議員にもっと情報をしっかり伝えてほしいというのが願いですけれども、今後どうされますか。教えてください。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 高橋議員の再質疑にお答えいたします。先ほど予算委員会なりで、この候補者の提示をしたらよかったんじゃないかということやったですかね。正直、資料としては持ち合わせていたんですけど、渡そうと思ったときに、あのとき、4分の1の同意を得てからちゃんと公表されるので、それまで必要ないというふうにとまった気がしてたんですけども。

あと、評価委員会がいつあったのかということですけども、5月8日に開催し、回数につきましては、1回のみでございます。どうやって知るかという、選考基準なんですけど、選考基準については、先ほどから申し上げましたように、評価表という各個人個人、お一人お一人に対しまして、今の農業面積なり、農業経験等含めた評価表によって評価をさせていただいて、そちらの点数づけをしているんですけども、この点数の高い方から14名を選定させていただいております。

以上です。

河合議長 高橋議員、再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは再々質疑をさせていただきます。課長としては出してもいいかなという気持ちはあったんですけども、どこからストップがかかったんですかね、そこら辺が私も認識してませんので、もう一度お願いします。

それから、評価表によって点数化されたものが実在するわけですよ。それは情報公開で取り寄せようものなら否定はできない内容かなと思うんですけども、そこら辺はどうしてこう内密に動いておられるのかが、本当に不思議です。農地の番人と言われる農業委員さんです。町内では本当に小さい小規模の農家さんも一生懸命頑張っていますけれども、皆さんもご存じのように、どんどんどんどん開発が進んだり、倉庫が建てられたりしている、そういう事態ですから、

どんな方がそういうちっちゃな農業者も救ってくれるのかなというそういう町民の声に応えるためには、もっと明らかにしていくべきだと思うんですけど、再度、答弁してください。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 高橋議員の再々質疑にお答えいたします。資料の提出についてですけども、先ほど申し上げましたように、今回、上げていなかったんですけども、全員協議会なりで説明する場のときに、また提示なりはさせていただきたいと思います。また、評価委員会についての評価点数等の公表についてですけども、それも公開できるかどうかにつきましては、また公開条例等で判断させていただきたいと思います。

以上です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

村岸議員 はい。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 1点だけ教えてほしいんですけども、これ、募集は各農事組合長さんとかにも出てて、農業組合なりの推薦等もあったと思いますが、たまたま今のメンバーを見てますと、各字に大体1名ずつぐらいはおられると思いますが、おられないとこの農業委員さんの判こが要ると思うんです。そのときに誰が責任を持って、その字の判こを押すかということですね。大変重要な任務やと思うんですけども、各字の区長さんなり、農業組合長、水利組合長さんの判こがあって、続いて、農業委員の判こが要ると思うんです。それを出して、農業委員会にかけるんですけども、そのときに農業委員会の方でうまくまとまるのかまとまらないのか、これは最終的に判こを押した農業委員の方の責任になると思うが、その担当の農業委員さんをどのように選ぶのか、答弁を願いたいと思います。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の質疑にお答えいたします。農業委員さんのおられない地域に対してどのようにということだったと思うんですけども、一応、おられない地域の方につきましては、近隣の農業委員さんに一応地区担当として担当を持ってもらって、議案について審議の方はさせていただいております。

以上です。

河合議長 村岸議員、再質疑よろしいですか。

村岸議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第54号の討論に入ります。討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

今村議員 議長。

河合議長 今村議員。

今村議員 議第54号から議第67号までの今回の農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについては、先ほど来の説明を聞いた中で、応募者1人オーバーの中、透明性のある透明な選考が実施されたと確認できる説明がなかったと判断し、その議案の採決には棄権といたします。

河合議長 どうぞ。

これより議第54号豊郷町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることに採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって議第54号は同意することに決定しました。

これより議第55号の討論に入ります。討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第55号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることに採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

もう一度お願いします。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって議第55号は同意することに決定しました。

これより議第56号の討論に入ります。討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第56号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって議第56号は同意することに決定しました。
これより議第57号の討論に入ります。討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより議第57号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。
賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって議第57号は同意することに決定しました。
これより議第58号の討論に入ります。討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより議第58号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。
賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって議第58号は同意することに決定しました。
これより議第59号の討論に入ります。討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより議第59号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。
賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって議第59号は同意することに決定しました。
これより議第60号の討論に入ります。討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより議第60号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。
賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって議第60号は同意することに決定しました。
これより議第61号の討論に入ります。討論ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより議第61号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。
賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって議第61号は同意することに決定しました。
これより議第62号の討論に入ります。討論ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより議第62号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。
賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)。

河合議長 全員起立であります。よって議第62号は同意することに決定しました。
これより議第63号の討論に入ります。討論ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより議第63号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。
賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって議第63号は同意することに決定しました。
これより議第64号の討論に入ります。討論ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより議第64号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。
賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって議第64号は同意することに決定しました。
これより議第65号の討論に入ります。討論ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第65号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって議第65号は同意することに決定しました。

これより議第66号の討論に入ります。討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第66号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって議第66号は同意することに決定しました。

これより議第67号の討論に入ります。討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第67号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって議第67号は同意することに決定しました。

日程第22、委員会の閉会中の継続調査申出について、議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会は議会運営に関する事項について、総務産業建設常任委員会は行財政問題、農業、商工業、土木ならびに上下水道の整備、役場庁舎建替えに係る経過についての事務調査、委員会研修について、文教民生常任委員会は学校教育及び社会教育、福祉保健対策、委員会研修について、予算決算常任委員会は予算決算ならびに委員会研修について、議会広報常任委員会は広報編集、委員会研修について、それぞれ閉会中の継続調査の申出がありました。

議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

これをもちまして、本定例会に提出されました全議案を議了いたしました。

それでは本日の会議を閉じます。

これにて令和2年6月第2回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前10時39分 閉会)